

2018年2月22日

既契約者の皆様へ

株式会社 FIS
フレックス少額短期保険

【生活総合保険】普通保険約款の改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、ご契約者様の利便性向上のため、生活総合保険の普通保険約款を下記の通り変更致します。

適用開始日以降は、既に該当の保険にご加入いただいているご契約者様にも自動的に適用されるため、お知らせ致します。なお、今回の普通保険約款変更に伴う保険料並びに補償内容の変更はございません。

敬具

記

◆変更の概要

保険契約者等の利便性を考慮し、生活総合保険における保険料払込猶予期間を約1ヶ月間延長します。なお、当該改定により、「生活総合保険」「賃貸のほけん」「テナントのほけん」の保険料払込猶予期間が同一となります。

◆適用開始日

2018年2月22日以降の全ての契約（※既存契約を含む）

<本件に関するご照会先>

【ご照会先】株式会社 FIS / フレックス少額短期保険

経営企画部・経営企画グループ 担当：河田（竜）

【電話番号】 0120-77-2094（お客さま専用ダイヤル）

【営業時間】 平日 10:00～18:00

※土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます

生活総合保険普通保険約款 ※改定部分赤字表示

生活家財普通保険約款

【以下略】

第14条（保険料の払い込み）

1. 保険料の払い込み方法は以下のとおりとします。ただし、特別の事情があるときには、当社は別の払い込み方法を認めることがあります。

- (1) 金融機関口座よりの振替（以下、「口座振替」とします。）
- (2) クレジットカード払い（以下、「カード払い」とします。）
- (3) 払込票による払い込み（以下、「コンビニ払い」とします。）
- (4) 電子マネーを使用した払い込み

2. 払込期日

(1) 保険料の払い込みは、責任開始日（更新契約における毎年の応当日または払方が月払いであるときの毎月の応当日を含みます。）の前日を期日とします。（以下、この日を「払込期日」といいます。）

(2) 前号に関わらず、以下に掲げるいずれかの日までに保険料の払い込みがあった場合には、払込期日までに保険料が払い込まれたものとみなします。

- ① 払込み方法が金融機関預金口座よりの振替である場合は、当社指定の保険料口座振替実施日
- ② 払い込み方法が払込票による場合は、払込票に記載された納付期限日

3. 保険料未納の場合の取り扱い

(1) 保険契約者に責が帰されるべき事由により、払込期日または前項第(2)号の規定により払込期日とみなす日までに所定の保険料が払い込まれなかった場合には、以下の取り扱いとします。（保険契約者の死亡等による場合は該当しません。）

- ① 新規契約で初回の払い込みについては、この保険契約を契約日に遡って無効とします。
- ② 払い込み方法が金融機関預金口座よりの振替であって、前①に該当しない場合については、翌月に再請求・再振替を行うこととし、再振替が不能であった場合には、払込期日の翌日に遡って、この保険契約は失効することとします。
- ③ 前①②に該当しない払い込みについては、払込期日の属する月の翌々月末日までを払込猶予期間とし、この期間の末日までに所定の保険料が払い込まれない場合には、払込期日の翌日に遡って、この保険契約が失効することとします。

(2) 前号②に規定する再振替実施日までの間、または③に規定する払込猶予期間に保険事故が発生した場合には、当社は保険料の払い込みをもって保険金を支払います。

【以下略】

生活賠償責任普通保険約款

【以下略】

第12条（保険料の払い込み）

1. 保険料の払い込み方法は以下のとおりとします。ただし、特別の事情があるときには、当社は別の払い込み方法を認めることがあります。

- (1) 金融機関口座よりの振替（以下、「口座振替」とします。）
- (2) クレジットカード払い（以下、「カード払い」とします。）
- (3) 払込票による払い込み（以下、「コンビニ払い」とします。）
- (4) 電子マネーを使用した払い込み

2. 払込期日

(1) 保険料の払い込みは、責任開始日（更新契約における毎年の応当日または払方が月払いであるときの毎月の応当日を含みます。）の前日を期日とします。（以下、この日を「払込期日」といいます。）

(2) 前号に関わらず、以下に掲げるいずれかの日までに保険料の払い込みがあった場合には、払込期日までに保険料が払い込まれたものとみなします。

- ① 払込み方法が金融機関預金口座よりの振替である場合は、当社指定の保険料口座振替実施日
- ② 払い込み方法が払込票による場合は、払込票に記載された納付期限日

3. 保険料未納の場合の取り扱い

(1) 保険契約者に責が帰されるべき事由により、払込期日または前項第(2)号の規定により払込期日とみなす日までに所定の保険料が払い込まれなかった場合には、以下の取り扱いとします。（保険契約者の死亡等による場合は該当しません。）

- ① 新規契約で初回の払い込みについては、この保険契約を契約日に遡って無効とします。
- ② 払い込み方法が金融機関預金口座よりの振替であって、前①に該当しない場合については、翌月に再請求・再振替を行うこととし、再振替が不能であった場合には、払込期日の翌日に遡って、この保険契約は失効することとします。
- ③ 前①②に該当しない払い込みについては、払込期日の属する月の翌々月末日までに払込猶予期間とし、この期間の末日までに所定の保険料が払い込まれない場合には、払込期日の翌日に遡って、この保険契約が失効することとします。

(2) 前号②に規定する再振替実施日までの間、または③に規定する払込猶予期間に保険事故が発生した場合には、当社は保険料の払い込みをもって保険金を支払います。

【以下略】

以上